

広告の表現は以下のように定める。

（禁止表現）

次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- （１）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- （２）アラートマーク（警告記号）
- （３）テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- （４）ラジオボタン、プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
- （５）FLASHを用いるもの
- （６）バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- （７）いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- （８）その他市長が不適当と判断するもの

（アニメーションGIF）

アニメーションGIFを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- （１）コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- （２）画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を２秒以上とする。
- （３）その他画面が点滅するものは、点滅間隔を１００分の４０秒以上とする。

（代替文字列）

広告に用いる画像には、次のとおり代替文字列を指定するものとする。

- （１）先頭は「広告」の全角２文字とする。
- （２）前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

（市ホームページとの区別）

次の表現は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部と誤解するおそれがあるため、禁止とする。

- （１）市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- （２）「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」等市政を連想させるような、一般的な表現を用いるもの

（色調）

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は、十分にとり、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

文字やイラスト等の解像度は、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。